

# 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）保険料の決定通知について

住民課 内線325～327

長寿医療制度保険料の決定通知書を、7月中旬に郵送します。

保険料の納付方法は、年金からの天引き（特別徴収）が原則ですが、年金の状況や保険料の額によっては、納付書でのお支払い（普通徴収）となる場合があります。それぞれの場合の通知内容は次のとおりです。

## 【保険料が天引きされる方】

4月、6月、8月の天引き額は、前年の保険料を基準とする仮徴収額です。平成20年中の所得に基づく本算定額を決定したうえ、仮徴収額との差額を10月以降の年金から天引きします。送付された通知により、今後の保険料額をご確認ください。

## 【保険料が天引きされない方】

4月から翌年3月までの1年間分を、7月から翌年3月までの9回で納付していただきます。納期限までに納付くださるようお願いいたします。

また、平成20年12月以後に75歳になられた方や、

4月以降に転入された方などは、7月から9月までの3回を納付書で納めていただき、10月以降は年金からの天引きが原則となります。

## ＜口座振替のおすすめ＞

保険料の納付は、納め忘れのない口座振替が便利です。申込方法は、口座のある金融機関の窓口に必要な書類を持参のうえ、手続きをしてください。申込用紙は町内各金融機関に用意してあります。なお、原則として申し込みされた月の翌月から口座振替になります。

## 【必要書類】

普通預金通帳・通帳印・保険証又は納付書

## 【取扱金融機関】

みずほ銀行・三井住友銀行・中央三井信託銀行・横浜銀行・スルガ銀行・さがみ信用金庫・三島信用金庫・JAかながわ西湘・ゆうちょ銀行（郵便局）

# ごみ処理広域化の取り組み 小田原市・足柄下地区のごみ処理について考えてみませんか？

環境課 内線551～553

1市3町では、現在のごみ処理が抱える共通した課題に対応するため、ごみの広域的な処理について検討し、ごみ処理広域化を進めていく上での考え方や取り組みなどを示した「ごみ処理広域化の考え方」がまとまりました。

今後は、住民説明会や資源化検討会などを開催し、住民の皆さんから幅広く意見を聴きながら、「小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化実施計画」の策定を進めていきます。

なお、住民説明会の開催日時などについては、後日お知らせします。

※「ごみ処理広域化の考え方」のリーフレットは、環境課で入手できるほか、町ホームページからもダウンロードできます。

## 【資源化検討会の公募委員募集】

広域ごみ処理に適した持続可能な「生ごみ」「剪定枝」のリサイクルの方策について検討を行う「資源化検討会」を設置します。

- 期 間 平成21年8月～平成22年4月（8回程度）（予定）
- 対 象 次の①～④の条件をすべて満たす方
  - ①平成21年4月1日現在18歳以上
  - ②応募時点で町内に1年以上在住・通勤・通学している方
  - ③議会議員・行政職員でない方
  - ④検討会の会議・活動に参加できる方
- 謝 礼 会議1回につき3,000円（交通費込み）
- 定 員 1人（各市町1人の計4人）
- 受付 7月16日（木）まで
- 選考方法 応募様式と800字以内の小論文（テーマ「小田原市・足柄下地区における生ごみ、剪定枝のリサイクルと処理について」）により決定します。

※応募方法などの詳細は、小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会事務局（☎33-1424）又は環境課（☎63-2111（内線551～553））までお問合せください。